

## 警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（例規）

最終改正 令和5. 2. 21 例規務第4号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察官等に対する支給品及び貸与品の取扱いについては、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号）及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則（昭和29年京都府公安委員会規則第6号）に定められているところであるが、事務取扱いの能率的運営と物品会計の適正な処理を図るため、次のとおり個々の事務取扱い手続を定め、別に定めるもののほか、昭和36年2月1日からこの通達により実施することとしたから、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 給貸与品原票

警察官に対する支給品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の取扱いは、すべて給貸与品原票（別記様式第1）により整理するものとし、その要領については、別に定めるところによるものとする。

#### 2 給貸与品の支給等

##### (1) 支給品及び代料渡品

支給品及び代料渡品は、次により支給する。

ア 新任者に対しては、本人に装備課長から支給する。この場合、装備課長は、原票1通を所属長に送付するものとする。

イ 定期支給の場合は、その勤務する所属長に対し、装備課長が送付書を添付して一括送付する。

ウ 送付を受けた所属長は、当該職員に現品を支給し、原票に所定事項を記載の上、給貸与品受領書（別記様式第2）を装備課長に提出するものとする。

エ 現に支給を受けている支給品の号数を変更しようとするときは、支給品号数変更申請書（別記様式第3）を装備課長に提出して交換するとともに、原票を訂正するものとする。

##### (2) 貸与品

###### ア 警察手帳

(ア) 所属長は、所属の警察官が新任、昇任、改姓等により警察手帳の貸与又は書換えを必要とするときは、青色の背景で、冬服又は合服、制服用ワイシャツ又は白ワイシャツ及びネクタイを着用し、階級章を着装した該当する警察官の脱帽上半身をデジタル方式のカメラで撮影し、その記録媒体を添えて、警察手帳貸与（書換）申請書（別記様式第4）により装備課長を経由して申請するものとする。

(イ) 装備課長は、警察手帳交付書（別記様式第5）に現品を添えて所属長に送付し、所属長を経て本人に貸与し、当該所属長から警察手帳受領書（別記様式第5の2）を徴するものとする。

(ウ) 所属長は、警察手帳の書換えにより、前記2の(2)のアの(イ)の送付を受けた場合は、警察手帳受領書に旧証票を添えて装備課長に送付するものとする。

###### イ 識別章

(ア) 警察本部長、部長等（部長、次長、参事官、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長及び理事官をいう。以下同じ。）及び警察学校長並びに所属別の識別番号は、別表のとおりとする。

- (イ) 所属長は、前記2の(2)のイの(ア)の規定により、所属の警察官に識別章の識別番号を割り振るとともに、識別章の番号標（以下「識別番号標」という。）を貸与するものとする。
- (ウ) 所属長は、所属の警察官が配置換えになったとき、又は退職、死亡、免職等によりその身分を失ったとき、若しくは休職を命じられたときは、識別番号標を返納させるものとする。
- (エ) 所属長は、識別章番号簿（別記様式第5の3）を備え付け、識別番号標の貸与又は返納の都度、整理するものとする。

#### ウ 署長章及び副署長章

- (ア) 警察署長又は副署長（以下「署長等」という。）に対して、その職を示す記章として署長章又は副署長章（以下「署長章等」という。）を貸与するものとする。
- (イ) 署長等は、制服を着用する場合は、署長章等を着装しなければならない。
- (ウ) 署長等が人事異動等によりその職を離れる場合は、署長章等を後任者に引き継ぐものとする。

#### エ その他の貸与品

- (ア) 警察手帳及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則第7条に規定する特殊の被服又は装備品を除く貸与品は、すべて新任のとき装備課長から本人に貸与し、給貸与品受領書を徴するものとする。
- (イ) 警察手帳を除く貸与品が使用に耐えなくなつたときは、貸与品交換申請兼受領書（別記様式第6）により装備課長を経由して交換申請するものとする。

### 3 退職者等に係る給貸与品の返納

- (1) 退職、免職等によりその身分を失い、又は休職を命じられることとなつた者は、自己が保有する給貸与品（防寒靴、手袋、長靴、短靴、出動靴及び靴下を除く。）に給貸与品返納品目点検表（別記様式第7）を添えて、所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、所属職員が死亡によりその身分を失つた場合は、その者が保有していた給貸与品を回収し、給貸与品返納品目点検表を作成するものとする。
- (3) 所属長は、前記3の(1)の規定による提出を受け、又は同(2)の規定による回収をしたときは、当該提出又は回収に係る給貸与品（識別番号標及び署長章等を除く。）に給貸与品返納品目点検表の写し、給貸与品返納・廃棄依頼書（別記様式第8）及び警察手帳返納書（別記様式第9）を添えて、装備課長を経由して速やかに返納するものとする。

### 4 異動の場合の取扱い

警察官の配置換えがあつた場合は、その者の給貸与品（識別番号標及び署長章等を除く。）一切を新所属へ携行させるものとする。

### 5 亡失又は損傷の場合の取扱い

警察官が給貸与を受け、自己の管理下にある給貸与品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに所属長に報告し、所属長は、給貸与品損傷（亡失）事故報告書（別記様式第10）を作成し、資料を添えて装備課長を経由して報告しなければならない。

再給貸与その他の処理については、当該報告に基づき決定する。

### 6 支給品の取扱い

支給品の取扱いについては、次に定めるところにより、その適正な管理を徹底するものとする。

- (1) 警察官は、新たに制帽、活動帽、制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト、活動服及び防寒服（以下「制服等」という。）の支給を受けたときは、その支給前における制服等で、使用可能なもの1着（個）のみを予備用として保有するものとする。ただし、地域警察官及び交通警察に従事する制服勤務の警察官は、使用可能なもの2着（個）を予備用として保有するものとする。

なお、制服等以外の支給品については、予備用としての保有の対象から除くこととするが、適

正な管理を徹底するものとする。

(2) 警察官は、前記6の(1)の規定により予備用として保有する数を超える制服等その他不要となつた支給品(手袋、長靴、短靴及び靴下を除く。)に支給品廃棄品目点検表(別記様式第11)を添えて、所属長に提出するものとする。

(3) 所属長は、前記6の(2)の規定による提出を受けたときは、当該提出に係る支給品に支給品廃棄品目点検表の写し及び給貸与品返納・廃棄依頼書を添えて、装備課長に送付し、処理を依頼するものとする。

#### 7 送付された支給品の処理

(1) 装備課長は、前記3の(3)の規定による返納のあつた給貸与品及び前記6の(3)の規定による送付を受けた支給品を、廃棄するものと再使用又は再利用をするものとに分別し、悪用されることのないよう適切な方法により処理を行うものとする。

(2) 装備課長は、前記7の(1)の規定による廃棄に係る処理を民間業者に委託して行う場合は、装備課の課員を立ち合わせ、当該処理の状況を確認させるものとする。

#### 8 制服等の回収免除

(1) 所属長は、前記3の(2)の規定にかかわらず、公務上死亡した警察官の遺族等から、制服等、夏服上衣及び制服用ワイシャツの全部又は一部について回収免除の申出があつた場合には、制服等回収免除承認申請書(別記様式第12)により、警察本部長の承認(装備課長経由)を受けなければならない。

(2) 装備課長は、前記8の(1)の申出に係る回収免除の承認があつた場合は、当該申出を取り扱つた所属長に認識票(別図)を送付するとともに、制服等回収免除承認簿(別記様式第13)に必要事項を記載してその経過を明らかにしておかなければならない。

(3) 前記8の(2)の送付を受けた所属長は、認識票を所定の部分に表示することを条件として、警察官の遺族等に対し回収免除の決定があつたことを通知するものとする。

#### 9 通達の廃止

昭和33年6月14日付3京警務第744号「給貸与品原簿の改正について」(例規)は、これを廃止する。

## 別表

## 警察本部長、部長等及び警察学校長並びに所属別の識別番号

区 分		識別番号	区 分		識別番号
警察本部長		PP001	川 端警察署	KB001~KB999	
総務部	部 長 等	PS001~PS099	上 京警察署	KM001~KM999	
	公安委員会補佐室	PS101~PS199	東 山警察署	HY001~HY999	
	総 務 課	PS201~PS299	中 京警察署	NA001~NA999	
	情報管理課	PS301~PS399	下 京警察署	SI001~SI999	
	広報応接課	PS401~PS499	下 鴨警察署	SG001~SG999	
	会 計 課	PS501~PS599	伏 見警察署	FM001~FM999	
	装 備 課	PS601~PS699	山 科警察署	YS001~YS999	
	留置管理課	PS701~PS799	右 京警察署	UK001~UK999	
警務部	部 長 等	PM001~PM099	南 警察署	MN001~MN999	
	警 務 課	PM101~PM199	北 警察署	KI001~KI999	
	厚生課	PM201~PM299	西 京警察署	NK001~NK999	
	教 養 課	PM301~PM399	向日町警察署	MM001~MM999	
	監 察 官 室	PM401~PM499	宇 治警察署	UJ001~UJ999	
生活安全部	部 長 等	PA001~PA099	城 陽警察署	JY001~JY999	
	生活安全企画課	PA101~PA199	八 幡警察署	YW001~YW999	
	人身安全対策課	PA201~PA299	田 辺警察署	TN001~TN999	
	少 年 課	PA301~PA399	木 津警察署	KZ001~KZ999	
	生活保安課	PA401~PA499	亀 岡警察署	KO001~KO999	
	サイバー企画課	PA501~PA599	南 丹警察署	NT001~NT999	
	サイバー捜査課	PA601~PA699	綾 部警察署	AB001~AB999	
地域部	部 長 等	PC001~PC099	福知山警察署	FY001~FY999	
	地 域 課	PC101~PC199	舞 鶴警察署	MR001~MR999	
	通信指令課	PC201~PC299	宮 津警察署	MZ001~MZ999	
	機動警ら課	PC301~PC399	京丹後警察署	KT001~KT999	
	鉄道警察隊	PC401~PC499			
刑事部	部 長 等	PJ001~PJ099			
	刑事企画課	PJ101~PJ199			
	捜査第一課	PJ201~PJ299			
	捜査第二課	PJ301~PJ399			
	捜査第三課	PJ401~PJ499			
	鑑 識 課	PJ501~PJ599			
	組織犯罪対策第一課	PJ601~PJ699			
	組織犯罪対策第二課	PJ701~PJ799			
	組織犯罪対策第三課	PJ801~PJ899			
交	科学捜査研究所	PJ901~PJ910			
	機動捜査隊	PJ911~PJ999			
	部 長 等	PK001~PK099			
交	交通企画課	PK101~PK199			
	交通規制課	PK201~PK299			

通 部	交通指導課	PK301~PK399
	交通捜査課	PK401~PK499
	運転免許試験課	PK501~PK699
	交通機動隊	PK701~PK899
	高速道路交通警察隊	PK901~PK999
警 備 部	部長等	PB001~PB099
	警備第一課	PB101~PB199
	警備第二課	PB201~PB299
	公安課	PB301~PB399
	警衛警護課	PB401~PB499
	外事課	PB501~PB599
	機動隊	PB601~PB799
京 都 市 警 察 部	部長	CK001
	企画課	CK101~CK199
学 校	警察学校長	PG001
	警察学校	PG101~PG999

別記

様式第1

(表)

給貸与品原票	階 級 （ 任 命 ） 昇 任 年月日	警 視 ( . . )			ふり がな 氏名				頭 文 字
		警 部 ( . . )							
		警 部 補 ( . . )							
		巡 査 部 長 ( . . )							
		巡 査 長 ( . . )							
		巡 査 ( . . )							
品 目	号 数			支 給 年 月 日					
冬 帽 子					.	.	.	.	.
合 帽 子					.	.	.	.	.
夏 帽 子					.	.	.	.	.
冬 活 動 帽 子					.	.	.	.	.
合 活 動 帽 子					.	.	.	.	.
夏 活 動 帽 子					.	.	.	.	.
冬 服	上					.	.	.	.
	下					.	.	.	.
						.	.	.	.
合 服	上					.	.	.	.
	下					.	.	.	.
						.	.	.	.
夏 服	上衣・長					.	.	.	.
	〃・半					.	.	.	.
	ベスト					.	.	.	.
	ズボン					.	.	.	.
	スカート					.	.	.	.
冬ワイシャツ					.	.	.	.	
合ワイシャツ					.	.	.	.	
冬ズボン					.	.	.	.	
合ズボン					.	.	.	.	
冬ネクタイ					.	.	.	.	
合ネクタイ					.	.	.	.	
冬活動服					.	.	.	.	
合活動服					.	.	.	.	
防寒服					.	.	.	.	
雨 衣	上					.	.	.	.
	下					.	.	.	.
ベ ル ト					.	.	.	.	



様式第2

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日

(所属長)

給 貸 与 品 受 領 書

下記のとおり受領しました。

記

1 受領者

係名 階級 氏名

2 受領した給貸与品

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数	量	備 考	品 目	数	量	備 考
冬 帽 子		個		階 級 章		個	
合 帽 子		個		識 別 章		個	
夏 帽 子		個		手 錠		個	
冬 活 動 帽 子		個		警 笛		個	
合 活 動 帽 子		個		警 棒		本	
夏 活 動 帽 子		個		帯 革		本	
冬 服		着		手 錠 入 れ		個	
合 服		着		警 笛 つ り ひ も		本	
冬 ワ イ シ ャ ッ		着		警 棒 つ り		個	
合 ワ イ シ ャ ッ		着		拳 銃 入 れ		個	
夏 服	上 衣 ( 長 袖 )		着	拳 銃 つ り ひ も		本	
	上 衣 ( 半 袖 )		着	拳 銃 用 調 整 具		個	
	ズ ボ ン		着	無 線 機 用 調 整 具		個	
	ス カ ー ト		着	略 帽		個	
冬 活 動 服		着		帽 子 雨 覆 い		個	
合 活 動 服		着		交 通 腕 章		個	
冬 ベ ス ト		着		肩 掛 け か ぼ ん		個	
合 ベ ス ト		着		夜 光 チ ョ ッ キ		着	
夏 ベ ス ト		着		乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト		個	
冬 ズ ボ ン		着		雨 帽 子		個	
合 ズ ボ ン		着		雨 ズ ボ ン		着	
冬 ネ ク タ イ		本		襟 章		個	
合 ネ ク タ イ		本					
冬 活 動 ネ ク タ イ		本					
合 活 動 ネ ク タ イ		本					
ベ ル ト		本					
ベ ル ト ( 夏 用 )		本					



防	寒	服	着				
雨		衣	着				

注 被支給者が多数のときは、様式第2の2をもって代えることができる。



様式第 3

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日

(所属長)

支給品の号数変更申請書

下記のとおり支給品の号数を変更されたく申請する。

記

被貸与者階級、 氏 名			
品 目		旧号数	
		新号数	
号数変更の理由			
備 考			

注 「号数変更の理由」欄は、特別な理由がある場合を除き、記載を要しない。

様式第4

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日  
長

警察手帳貸与（書換）申請書

下記のとおり警察手帳を貸与（書換え）されたく、申請する。

記

※貸与（書換え）品目			貸与（書換え） の理由	被貸与者階級、 氏名	貸与年月日	証票番号	備考
本体	記章	証票					

注1 貸与（書換え）する該当欄に○印を記入すること。

2 改姓の場合は、備考欄に旧姓を記入すること。





識 別 章 番 号 簿

所属名

識別番号	被 貸 与 者		被 貸 与 者		被 貸 与 者		被 貸 与 者	
	階級		階級		階級		階級	
氏名		氏名		氏名		氏名		
貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	
返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	
〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	
〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	〰	
	階級		階級		階級		階級	
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日	貸与	年 月 日
	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日	返納	年 月 日





年 月末日廃棄

給貸与品返納品目点検表

所 属	係	階 級	氏 名	返納年月日	返 納 理 由	
支 給 品			貸 与 品			
品 目	数 量	備 考	品 目	数 量	備 考	
冬 帽 子			階 級 章			
合 帽 子			識 別 章 ( 本 体 )			
夏 帽 子			手 錠			錠 個
冬 活 動 帽 子			警 笛			
合 活 動 帽 子			警 棒			
夏 活 動 帽 子			帯 革			
冬 服	上 衣		手 錠 入 れ			
	ベ ス ト		警 笛 つ り ひ も			
	ス カ ー ト		警 棒 つ り			
合 服	上 衣		拳 銃 入 れ			
	ベ ス ト		拳 銃 つ り ひ も			
	ス カ ー ト		拳 銃 用 調 整 具			
夏 服	上 衣 ・ 長 袖		無 線 機 用 調 整 具			
	上 衣 ・ 半 袖		略 帽			
	ベ ス ト		帽 子 雨 覆 い			
	ズ ボ ン		交 通 腕 章			
	ス カ ー ト		肩 掛 け か ば ん			
冬 ワ イ シ ャ ッ			夜 光 チ ョ ッ キ			
合 ワ イ シ ャ ッ			乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト			
冬 ズ ボ ン			雨 帽 子			
合 ズ ボ ン			雨 ズ ボ ン			
冬 ネ ク タ イ			襟 章			
合 ネ ク タ イ						
冬 活 動 服						
合 活 動 服						
防 寒 服						
雨 衣	上 衣					
	ズ ボ ン					
ベ ル ト						

注 この点検表の保存期間は、給貸与品を返納した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して1年とする。

年 月 日 廃棄

殿

第 号  
年 月 日 長

給 貸 与 品 返 納 ・ 廃 棄 依 頼 書

- 1 返納・廃棄依頼別  
 返納（退職者等）  
 廃棄依頼

2 返納・廃棄依頼に係る者の氏名等

階 級	氏 名	提 出 年 月 日	階 級	氏 名	提 出 年 月 日

3 返納・廃棄依頼をする給貸与品の内訳

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数	量	備 考	品 目	数	量	備 考
冬 帽 子				階 級 章			
合 帽 子				識 別 章（本 体）			
夏 帽 子				手 錠		錠 個	
冬 活 動 帽 子				警 笛			
合 活 動 帽 子				警 棒			
夏 活 動 帽 子				帯 革			
冬 服	上 衣			手 錠 入 れ			
	ベ ス ト			警 笛 つ り ひ も			
	ス カ ー ト			警 棒 つ り			
合 服	上 衣			拳 銃 入 れ			
	ベ ス ト			拳 銃 つ り ひ も			
	ス カ ー ト			拳 銃 用 調 整 具			
夏 服	上 衣 ・ 長 袖			無 線 機 用 調 整 具			
	上 衣 ・ 半 袖			略 帽			
	ベ ス ト			帽 子 雨 覆 い			
	ズ ボ ン			交 通 腕 章			
服	ス カ ー ト			肩 掛 け か ぼ ん			
冬	ワ イ シ ャ ッ			夜 光 チ ョ ッ キ			
合	ワ イ シ ャ ッ			乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト			
冬	ズ ボ ン			雨 帽 子			
合	ズ ボ ン			雨 ズ ボ ン			
冬	ネ ク タ イ			襟 章			
合	ネ ク タ イ						
冬	活 動 服						
合	活 動 服						
防	寒 服						
雨 衣	上 衣						
	ズ ボ ン						
ベ	ル ト						

- 注 1 返納・廃棄依頼の種別をチェックすること。  
 2 返納・廃棄依頼に係る者が2人以上である場合は、数量欄にその合計数を記載すること。  
 3 返納にあつては給貸与品返納品目点検表（別記様式第7）を、廃棄依頼にあつては支給品廃棄品目点検表（別記様式第11）を添付すること。

様式第9

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日

(所属長)

警 察 手 帳 返 納 書

下記のとおり警察手帳を返納する。

記

本 体	記章	証票	証票番号	階 級	氏 名	返納の事由及び発生年月日

様式第10

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日

(所属長)

給貸与品損傷(亡失)事故報告書

みだしのことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所属、係、階級(職名)及び氏名
- 2 給貸与品の名称、号数及び給貸与年月日
- 3 事故発生年月日時及び場所
- 4 事故発生の原因及び内容の詳細
- 5 事故後の措置
- 6 損失補償に対する所属長の意見

支給品廃棄品目点検表

所属	係	階級	氏名	提出年月日	提出理由
品目				数量	備考
冬		帽	子		
合		帽	子		
夏		帽	子		
冬	活	動	帽	子	
合	活	動	帽	子	
夏	活	動	帽	子	
冬	服	上	衣		
		ベ	ス ト		
		ス	カ ー ト		
合	服	上	衣		
		ベ	ス ト		
		ス	カ ー ト		
夏	服	上	衣・長袖		
		上	衣・半袖		
		ベ	ス ト		
		ズ	ボ ン		
		ス	カ ー ト		
冬	ワ	イ	シ ャ ツ		
合	ワ	イ	シ ャ ツ		
冬		ズ	ボ ン		
合		ズ	ボ ン		
冬	ネ	ク	タ イ		
合	ネ	ク	タ イ		
冬		活	動	服	
合		活	動	服	
防		寒	服		
雨	衣	上	衣		
		ズ	ボ ン		
ベ		ル	ト		

注 この点検表の保存期間は、支給品を提出した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して1年とする。

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿  
(装備課長)

第 号  
年 月 日

(所属長)

制服等回収免除承認申請書

所 属	階 級	氏 名	年 齢

回収免除の理由	公務上死亡 その他 ( )
申請品目	冬 帽 子      合 帽 子      夏 帽 子 冬 活 動 帽 子      合 活 動 帽 子      夏 活 動 帽 子 冬 服 上 衣      合 服 上 衣      冬 活 動 服 (ベストを含む。) (ベストを含む。) 合 活 動 服      防 寒 服
所属長意見	

注 1 該当する語句を○で囲むこと。

2 「その他」を○で囲んだ場合は、括弧内にその理由を略記し、具体的な理由等を記載した書面を添付すること。

様式第13

制服等回収免除承認簿

免除を必要とする者			免除品目・数量											承認		備考
所属	階級	氏名	冬帽子	合帽子	夏帽子	冬活動帽子	合活動帽子	夏活動帽子	冬服上衣	合服上衣	冬活動服	合活動服	防寒服	番号	年月日	